

財務省告示第六十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年一月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年二月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第三十三 回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	千九百九十九億七千八百二十六 万円
六	払込金額	千九百九十九億七千八百二十六 万円
七	最低額面金	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 の整数倍の金額によるものとす る。
九	発行日	平成十六年一月三十日
十	発行価格	額面金額百円につき百円二十九 銭
十一	利率	年〇・六パーセント
十二	経過利率	日本郵政公社総裁は、払込金額

の  
払  
込  
み

に  
加  
え  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
第  
十  
八  
号  
に  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
払  
い  
込  
む  
も  
の  
と  
す  
る  
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{41}{365}$$

十  
三  
  
初  
期  
利  
子

平  
成  
十  
六  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
次  
の  
算  
式  
に  
よ  
り  
算  
出  
し  
た  
金  
額  
を  
支  
払  
う  
。  
た  
だ  
し  
、  
支  
払  
期  
が  
銀  
行  
休  
業  
日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
。  
以  
下  
、  
次  
号  
及  
び  
第  
十  
五  
号  
に  
お  
い  
て  
規  
定  
す  
る  
期  
日  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十  
四  
  
第  
二  
期  
以  
後  
の  
利  
子

毎  
年  
六  
月  
二  
十  
日  
及  
び  
十  
二  
月  
二  
十  
日  
を  
支  
払  
期  
と  
し  
、  
各  
支  
払  
期  
に  
お  
い  
て  
、  
そ  
の  
日  
以  
前  
六  
月  
間  
に  
属  
す  
る  
利  
子  
を  
支  
払  
う  
。

十  
五  
  
償  
還  
期  
限

平  
成  
二  
十  
年  
二  
月  
二  
十  
日  
額  
面  
金  
額  
百  
円  
に  
つ  
き  
百  
円

十  
六  
  
元  
利  
金  
支  
払  
所

日  
本  
銀  
行

十  
七  
  
払  
込  
期  
日

平  
成  
十  
六  
年  
一  
月  
三  
十  
日

十  
八